

## 令和8年6月期 期末・勤勉手当における共済掛金等の算定方法について

**令和8年6月期の期末・勤勉手当における共済掛金・保険料の算定方法について、お知らせします。**

期末・勤勉手当から控除する掛金の額は、「標準期末手当等の額」※1が算定基礎となります。「標準期末手当等の額」に次の保険料・掛金率を乗じて掛金額を計算します。

（「標準期末手当等の額」の決定においては、毎月の給与から控除している掛金の算定基礎である「標準報酬月額・等級」を用いませぬ。）

※1 「標準期末手当等の額」は、期末・勤勉手当の支給額から、千円未満の端数を切り捨てた額です。

### 【保険料・掛金率】

単位：千分率(‰)

区 分		令和8年度	
		一般組合員	短期組合員
長期 給付	厚生年金保険料 ※2	91.50	
	退職等年金掛金	7.50	
短期 給付	短期掛金 ※3	43.62	43.62
	子ども・子育て支援掛金 ※4	1.15	1.15
	介護掛金 ※5	7.85	7.85
掛金率 計（40歳未満及び65歳以上）		143.77	44.77
掛金率 計（40歳以上65歳未満）		151.62	52.62
後期高齢者医療被保険者(75歳以上)		9.82 ※6	2.32 ※7

※2 厚生年金保険料は70歳未満の組合員の方に納めていただきます。

※3 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率が含まれています。

※4 令和8年度から「子ども・子育て支援金」が始まりました。

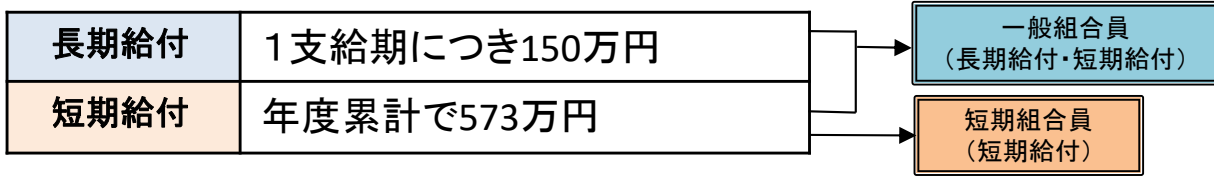
※5 介護掛金は、介護保険第2号被保険者（市町村に住所を有する40歳以上65歳未満の方）である組合員の方が対象となります（40歳に達した月（1日生まれの方は前月）の分から65歳に達した月の前月（1日生まれの方は前々月）の分まで）。

※6 退職等年金掛金及び育児・介護休業手当金に係る掛金率を適用します。

※7 育児・介護休業手当金に係る掛金率のみ適用します。

## 【上限額があります】

「標準期末手当等の額」には、上限額が設定されています。



## 計 算 例

標準期末手当等の額 × 保険料・掛金率(端数切捨て)

### 【一般組合員】

期末・勤勉手当の額994,069円の場合

→標準期末手当等の額994,000円(支給額から1,000円未満を切り捨てて、決定します。)

- ① 厚生年金保険料 90,951円(994,000円 × 91.50/1000)
  - ② 退職等年金掛金 7,455円(994,000円 × 7.50/1000)
  - ③ 短期掛金 43,358円(994,000円 × 43.62/1000)
  - ④ 子ども・子育て支援掛金 1,143円(994,000円 × 1.15/1000)
  - ⑤ 介護掛金 7,802円(994,000円 × 7.85/1000)
- (介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

### 【短期組合員】

期末・勤勉手当の額487,686円の場合

→標準期末手当等の額487,000円(支給額から1,000円未満を切り捨てて、決定します。)

- ① 短期掛金 21,242円(487,000円 × 43.62/1000)
  - ② 子ども・子育て支援掛金 560円(487,000円 × 1.15/1000)
  - ③ 介護掛金 3,822円(487,000円 × 7.85/1000)
- (介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)